

旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書  
における当期純損失金額等の公表について

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（以下、「規則」という。）第7条の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者から届出がありました「旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る部門別収支計算書」において、当期の一般需要部門に損失が生じたため、規則第8条の規定に基づき、下記のとおり、事業者名及び一般需要部門当期純損失金額を公表します。

事業者名	供給地点群名	一般需要部門の純損失額（円）
新日本ガス株式会社 (法人番号: 8200001002505)	第二学ヶ丘ニュータウン	11,750
	宝珠ハイツ	130,551
東邦液化ガス株式会社 (法人番号: 9180001022372)	かおるヶ丘団地	22,897
	志段味団地	26,604
	平六団地	361,862
	永楽佐織団地	63,964
	長谷川江東団地	202,415
	豊原団地	40,728
	倉知グリーンハイツ	37,180
	美里ヶ丘団地	12,103
株式会社マルエイ (法人番号: 3200001004885)	南濃松山台グリーンハイツ	753,991
	中部平成台団地	2,264,004
朝日ガスエナジー株式会社 (法人番号: 4190001014200)	あがたハイツ	578,883

(参考)

みなしがス小売事業者部門別収支計算規則（平成29年3月28日経済産業省令第21号）<抜粋>

(旧簡易ガスみなしがス小売事業者に係る部門別収支の整理)

第六条 旧簡易ガスみなしがス小売事業者（第七条に規定する提出期限においてその供給地点群において指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う者に限る。）は、当該旧簡易ガスみなしがス小売事業者が指定旧供給地点小売供給及び指定旧供給地点小売供給以外の小売供給のいずれも行う供給地点群ごとに、当該供給地点群に係る収益及び費用について、別表第二に掲げる方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

(旧簡易ガスみなしがス小売事業者に係る部門別収支計算書の提出)

第七条 前条の旧簡易ガスみなしがス小売事業者は、供給地点群ごとに様式第三を、毎事業年度経過後四月以内にその供給地点群を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。

(一般需要部門の当期純損失金額の公表)

第八条 前条の経済産業局長は、前条の規定により提出された様式第三において、一般需要部門に当期純損失が生じたときは、当該旧簡易ガスみなしがス小売事業者名及び一般需要部門の当該純損失金額を公表しなければならない。

(お問合せ先)

中部経済産業局

資源エネルギー環境部

電力・ガス事業課 ガス事業室

電話 052-951-2820